

外国人材受入
に関する情報は
こちら



農業分野における外国人材の受け入れ

令和7年7月

経営局 就農・女性課



農林水産省

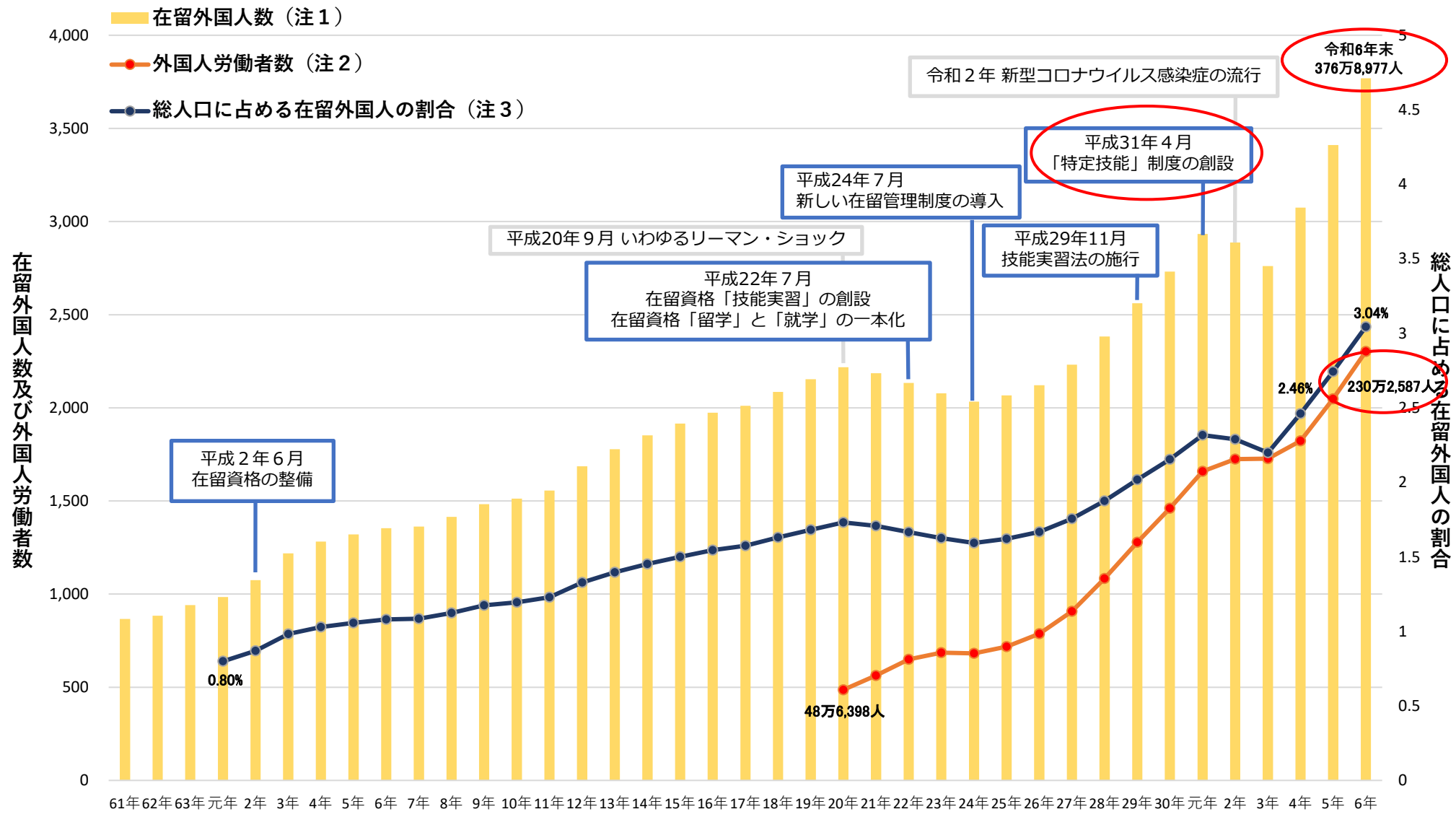


目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移（R6末）

<出入国在留管理庁資料>



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

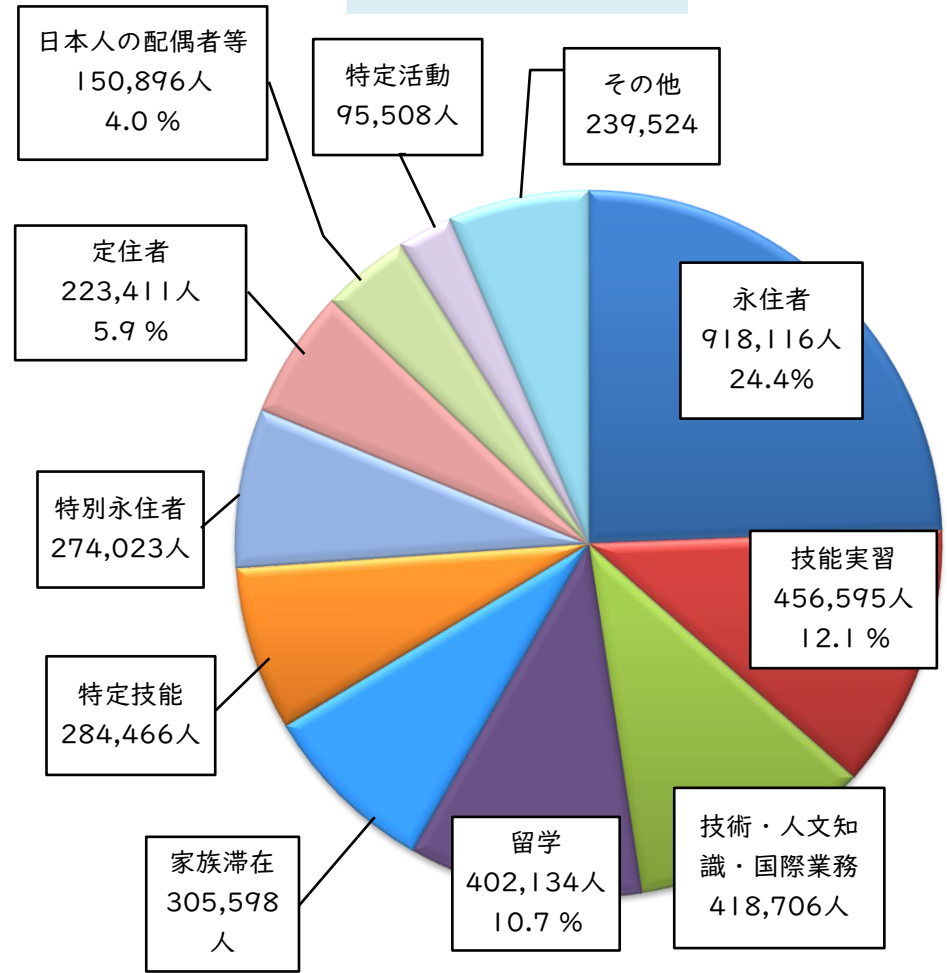
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

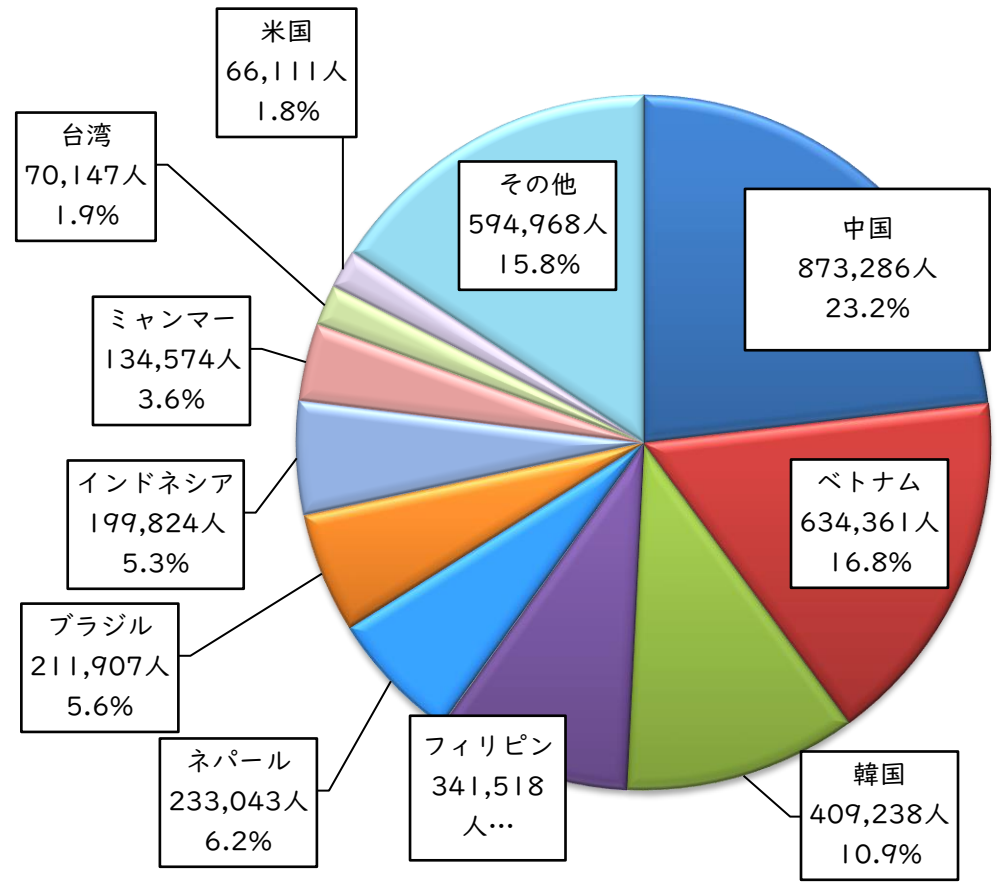
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（R6末） <出入国在留管理庁資料>

在留外国人数（総数） 376万8,977人

在留資格別



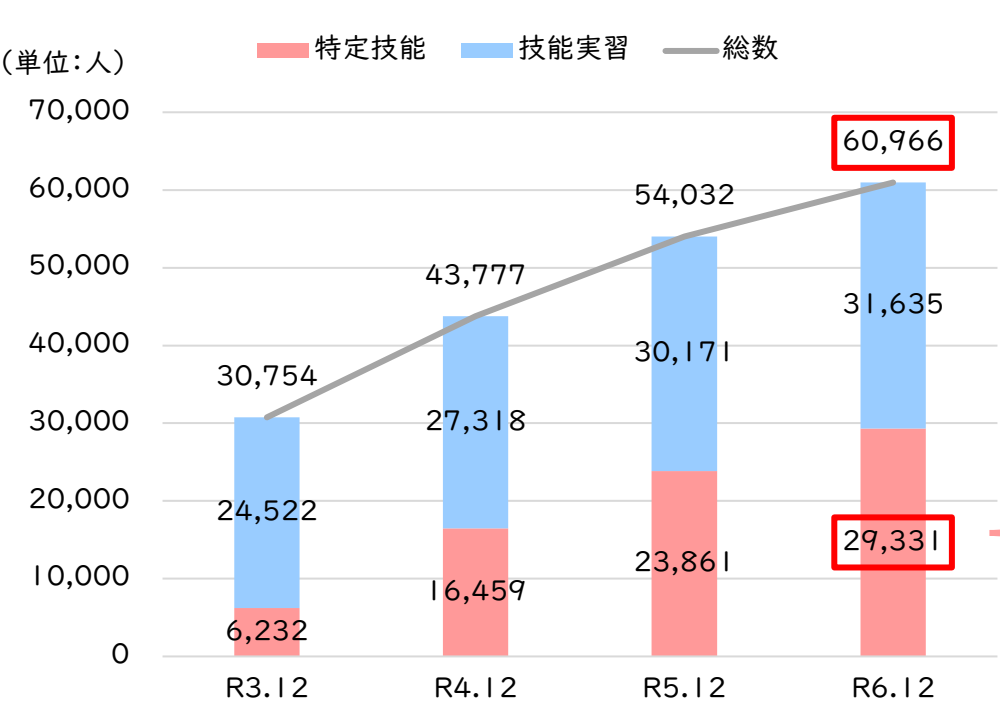
国籍・地域別



農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

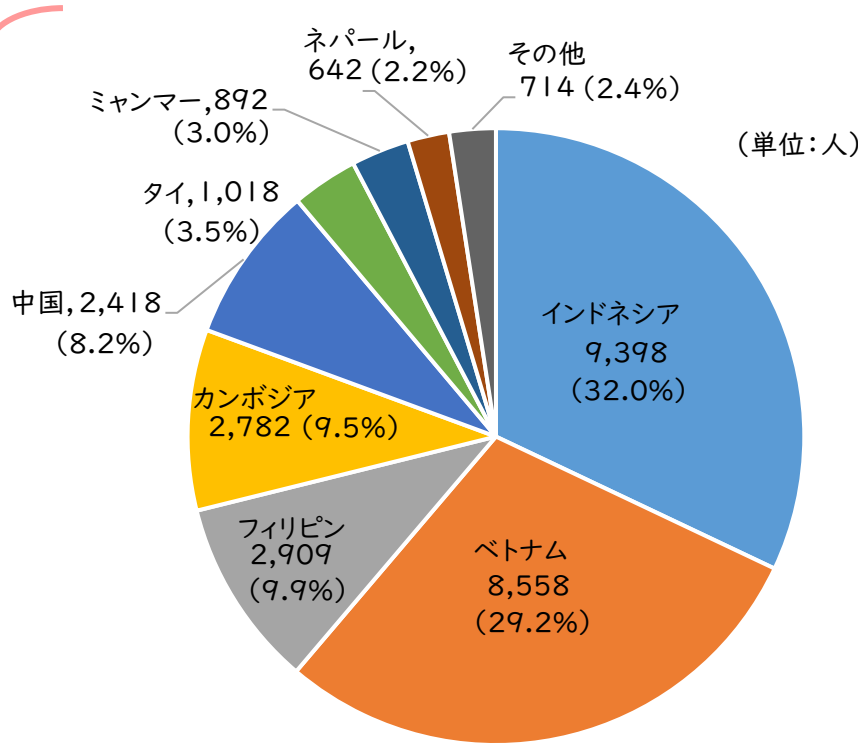
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和6年12月末時点で約6万1千人。
- 特定技能外国人数は令和6年12月末時点で約2万9千人となり、割合も年々増加。
- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加し、農業分野の特定技能2号外国人数は令和6年12月末時点で174人。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料:出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」
(令和6年12月末現在) 及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和6年12月末現在)
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
(令和6年12月末現在)を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能Ⅰ号外国人の在留者数（都道府県別）

1	北海道	3,103
2	青森	486
3	岩手	179
4	宮城	162
5	秋田	62
6	山形	64
7	福島	238
8	茨城	4,374
9	栃木	926
10	群馬	1,381
11	埼玉	479
12	千葉	1,762
13	東京	96
14	神奈川	204
15	新潟	294
16	富山	27

17	石川	47
18	福井	82
19	山梨	201
20	長野	1,580
21	岐阜	367
22	静岡	662
23	愛知	1,157
24	三重	275
25	滋賀	67
26	京都	230
27	大阪	93
28	兵庫	326
29	奈良	45
30	和歌山	106
31	鳥取	45
32	島根	68

33	岡山	312
34	広島	320
35	山口	73
36	徳島	414
37	香川	497
38	愛媛	303
39	高知	592
40	福岡	1,023
41	佐賀	154
42	長崎	671
43	熊本	2,141
44	大分	583
45	宮崎	732
46	鹿児島	1,414
47	沖縄	648
総 数		29,157

※ 未定・不詳（手続中など） 92を含む

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上 帰国させる必要	特定技能1号：通算5年(1年を超えない範囲の在留期間を更新) 特定技能2号：上限なし(3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な 業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業 の実習も可能	特定技能1号：耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等) 特定技能2号：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪 作業等)に付随的に従事することも可能 ※特定技能2号受験資格は以下のとおり。 ①耕種農業(畜産農業)の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理 する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業(畜産農業)の現場における3年以上の実務経験
技能水準	—	特定技能1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 特定技能2号：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号は、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	特定技能1号：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有する ことを基本 ※日本語能力試験(N4以上)及び「日本語教育の参照枠」A2相当以上の水準等。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入 れ主体 (雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実 習を実施することも可能	・直接雇用(農業者等) ・労働者派遣(派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者)
在留者数	31,635人 (令和6年12月末現在 入管庁公表)	29,331人 (令和6年12月末現在 入管庁公表)

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：**特定産業分野**に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
 - 特定技能2号：**特定産業分野**に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業（16分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

